

調査報告書

令和6年6月25日
三重県いじめ調査委員会

当報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

三重県いじめ調査委員会調査報告書

令和6年6月25日

三重県いじめ調査委員会

第1 本件事案の概要

- ・本件事案は、亀山市内の中学校（以下「当該中学校」という。）に在籍し、運動部（以下「部活動」という。）に所属し、当該中学校の同級生及び上級生によるいじめ被害を訴えていた女子生徒（以下「当該生徒」という。）が、県立高等学校（以下「当該高校」という。）に進学後、当該高校の同級生によるいじめ被害を訴えた事案。
- ・当該生徒の受けたいじめに関しては、当該高校不登校重大事態に関する調査委員会（以下「前委員会」という。）において調査が行われ、令和3年1月28日に調査報告書が作成された。
- ・当該生徒の父（以下「当該生徒の保護者」という。）は、前委員会作成の調査報告書には、事実ではない記載があるなどとして再調査を要望した。

第2 当委員会の構成、審議及び活動の経過等

1 委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

職 名	氏 名	所 属
委員	大日方 真史	三重大学教育学部教授
委員	久納 一輝 (第2回委員会後に任期満了)	三重県立子ども心身発達医療センター医療部医長
副委員長	小池 敦	三重県立看護大学教授
委員長	庄山 哲也	三重弁護士会推薦弁護士
委員	竹村 浩	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター事務局長
委員	本江 優子	公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長

2 当委員会の役割

- ・当委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項の附属機関として設置。
- ・知事の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に関する事実関係及び背景の調査結果について調査・審議する役割を担う。

3 当委員会の審議及び活動の経過

当委員会の審議、調査など活動の経過は以下のとおりである。

日 付	審議及び活動の経過
令和4年10月24日	第1回委員会開催
令和4年11月25日	当該生徒から聴取
令和4年12月2日	当該生徒の保護者から聴取
令和5年3月23日	第2回委員会開催
令和5年4月から5月	審議にかかる資料の確認および聴取方法の検討
令和5年6月2日 から8日	亀山市教育委員会および当該高校に関係者の聴取にかかる協力 依頼
令和5年7月2日	当該中学校の上級生であった者から聴取
令和5年7月4日	当該中学校の教諭であった者から聴取
令和5年7月9日	当該高校の同級生であった者から聴取
令和5年7月13日	当該中学校の同級生であった者から聴取
令和5年7月22日	当該中学校の同級生であった者の保護者から聴取
令和5年7月24日	当該中学校の教諭であった者から聴取
令和5年7月25日	当該中学校の養護教諭であった者から聴取
令和5年9月12日	当該高校の同級生であった者及び当該中学校の上級生であった 者から文書回答を収受
令和5年10月3日	第3回委員会開催
令和5年10月13日	当該生徒の支援者から聴取
令和5年11月8日	第4回委員会開催
令和5年12月18日	第5回委員会開催
令和6年1月31日	第6回委員会開催
令和6年5月1日	第7回委員会開催

4 いじめの定義および因果関係の内容について

(1) いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条第1項）。
- ・なお、「いじめ」とは、原則として故意行為によるものであることが必要であると解する。よって、過失行為は、原則として、いじめには該当しないが、行為者の行為により、被害者が心身の苦痛を感じることを予見しながら、行為者がかかる結果の回避をしなかった場合に限って、いじめに該当するものと解する。

(2) 因果関係の内容について

- ・当委員会の目的は、法第28条第1項に規定する重大事態に関する事実関係及び背景の調査などであり、その目的に鑑みれば、例えば、不法行為に基づく損害賠償請求権の要件事実である因果関係の有無を論じることは相当ではない。
- ・一方で、当委員会としては、いじめが当該生徒に事実上の影響を与えたかについて検討する必要がある、本報告書において、いじめがなかったのであれば、当該生徒が当該高校において不登校となかったか否か、当該生徒が転学に至ることはなかったか否かについて論じる必要があると考える。
- ・そこで、本報告書で検討する因果関係としては、いじめ行為がなかったのであれば、当該生徒が不登校や転学に至ることはなかったであろうという条件関係（事実因果関係）に類似した概念として検討をする。

第3 認定事実（当該中学校関係）

1 当該生徒の生活状況

- ・当該生徒は、当該中学校在籍当時の同居の親族として、当該生徒の保護者及び姉がいた。当該生徒の姉も、当該中学校に通学し、同部活動に所属していた。

2 当該中学校での出来事

(1) 中学校在籍時の状況

- ・当該生徒は、平成28年4月1日に当該中学校に入学。部活動にも入部し、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんも同部活動に入部。
- ・中学2学年次は、引き続き部活動に所属。1学年次に比べて欠席日数が著しく増えた。
- ・また、平成29年度5月分のいじめ報告事案概要には、「いじめの態様」の欄に「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」「発見のきっかけ」欄に「本人からの訴え」、「いじめ被害に起因する欠席日数」欄に「0日」と記載されている。
- ・平成29年5月19日に、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）が当該生徒と本人面接（新規）を行った。同日以降、当該生徒は、SCの面接を継続。
- ・中学3学年次は、担任は2年時と同様であったが、Aさんは当該生徒とクラスが分離された。当該生徒は、引き続き部活動に所属。2学年次に比べて欠席日数が減少したものの、遅刻日数は著しく増えた。

(2) 部活動

- ・平成29年度（当該生徒の中学2学年次）の部活動に所属していた3年生は、Aさんの姉であるFさんのほか、Gさん、Hさんがいた。同部の2年生には、当該生徒のほかAさん、Bさん、Cさん、Eさんがいた。
- ・部活動の内容としては、1週間当たり5日程度の練習があり、朝の練習（朝練）もあった。部活動には、顧問である教員も参加しており、同部の顧問は、IさんとJさん

であった。

- ・顧問の当該生徒の印象は、練習熱心で、人懐っこくて明るいというものであった。

(3) いじめの認知

- ・平成29年4月27日、担任が当該生徒の家庭訪問を行ったところ、当該生徒の保護者から、昨年度より部活動の中で、Aさんに昼食時に弁当を食べられたり、部活動の帰宅時に徒歩通学のAさんに自転車をとられ、自転車通学の当該生徒が走って帰ったりするような状況があるので、何とかしてほしいと言われた。
- ・同日18時頃に、担任は、当該中学校の管理職に当該生徒の家庭訪問の内容を報告し、当該中学校の管理職も、Aさんによる当該生徒に対する行為を認知した。

(4) 当該中学校及び亀山市教育委員会の対応

- ・平成29年4月27日、当該中学校にて第1回いじめ防止対策委員会が開かれ、同日の当該生徒の家庭訪問での情報が共有され、部活動での見守りを強化することなどを確認。
- ・平成29年6月16日までに複数回いじめ防止対策委員会が開かれ、当該生徒や関係生徒の聞き取りや当該生徒と日々相談を行っていくこと、情報共有、再発防止と支援体制の強化等今後の指導・支援体制や対応等について協議。
- ・平成29年5月以降、当該生徒が欠席した際等に複数回家庭訪問も行われたほか、上記委員会以外にも、亀山市教育委員会や亀山市子ども支援室の関係者を含めた関係者会議が複数回行われ、当該生徒への支援方法や、各機関の連携について協議。
- ・また、亀山市教育委員会は、亀山市の重大事態の第三者委員会である亀山市いじめ問題調査委員会に、本件について報告し、助言を仰いでいる。
- ・平成29年12月、当該中学校や、亀山市教育委員会にて当該生徒の保護者らと以下の内容等の話をした。
 - ・重大事態にしなかった理由が知りたい
 - ・重大事態にすれば今のような状態にはならなかったのではないか
 - ・重大事態にしないために、30日の欠席を考え、登校を促していたのではないか

(5) カウンセリングの経過

- ・平成29年5月から平成30年にかけてSCは、当該生徒と10回以上面接を行い、当該生徒の悩みや相談を聴き、話をした。

(6) Aさんの保護者の対応について

- ・平成29年5月28日、当該生徒の保護者とAさんの父母が当該中学校で話し合った際、当該生徒の保護者は、Aさんの父から、「うちの子はええ経験させてもろたわな」という発言があったと認識している。
- ・一方で、Aさんの父は、「その人生経験をもとに、これから気をつけて注意してきま

す」という趣旨の発言をしたと認識している。

- ・平成30年2月17日、当該中学校に、当該生徒の保護者、Aさんの父が来校し、学校長、生徒指導担当教諭らが同席した。当該生徒の保護者は、AさんやFさんの行為を非難し、それを長期間放置したAさんの父の対応も非難した。
- ・それに対して、Aさんの父は、床に手をつき、泣き崩れるように、「申し訳ありません」と述べた。同席者は、Aさんの父の行動を土下座と評価したが、当該生徒の保護者はAさんの父の行動を床に寝転がっただけと評価している。

第4 認定事実（当該高校関係）

1 当該高校での出来事

(1) 当該高校1年次の状況

- ・当該生徒は、平成31年当該高校に入学。当該生徒に関して問題行動等報告はされていない。なお、当該生徒は、令和元年12月31日に転学した。

(2) いじめの認知

- ・令和元年5月11日、当該生徒の保護者が当該高校に来校。HR担任が当該生徒の保護者から話を聞いたところ、当該生徒がいじめられている旨の話であった。HR担任は、人権・同和教育推進委員会の教諭等に情報共有をし、校長、教頭にも報告。
- ・後日、当該生徒から聞き取りを行い、無視されることや荷物を持たされること等を聞き取るとともに、直接指導することもできると、当該生徒に持ちかけたが、当該生徒は、それはしてほしくない、相談していることはグループのメンバーには知られたくないと述べた。

(3) 当該高校の対応

- ・令和元年5月17日、HR担任は、当該生徒から聞き取りをした後、当該生徒の保護者に聞き取りの概要を報告した。
- ・5月20日、第2回いじめ防止委員会が開催され、5月11日から同月17日までの経緯が報告され、事情は知らない体で見守り、それとなくフォローして、何かあれば知らせてほしい旨を各委員に依頼。以降、複数回いじめ防止委員会が開催され、情報共有等がされていた。
- ・また、LHRの時間等でいじめは絶対に許さないこと等を複数回発信するとともに、家庭訪問等も行われた。
- ・10月15日、当該生徒の保護者から欠席連絡があり、同日以降、当該生徒は、ずっと欠席する。
- ・10月18日、HR担任は、人権・同和教育推進委員会の教諭同席の上で、会議室で当該生徒及び当該生徒の保護者と面談した。
- ・当該生徒の転学後も、いじめ防止委員会は開催され、本件事案に対する対応等について協議するとともに、当該生徒、当該生徒の保護者及び関係生徒等に聞き取りやアン

ケートをした際は、その情報がいじめ防止委員会の参加者に共有された。

- ・令和2年5月13日、当該高校は、令和2年度第1回いじめ防止委員会を開催し、周囲の生徒に対する聞き取りの結果等が共有され、意図的ないじめはなかったが、ロッカーの荷物を、持たせたことはあったことから、いじめの事実を確認。これにより当該生徒が不登校に陥った可能性があるかと判断し、不登校重大事態として対応することとした。
- ・当該生徒の不登校重大事態について調査をするため、不登校重大事態に関する調査委員会（前委員会）が設置され、6月18日、第1回不登校重大事態に関する調査委員会が開催された。同日以降、前委員会による調査等が行われ、令和3年1月28日に、前委員会による報告書が作成された。

(4) 当該生徒の転学

- ・令和元年10月以降、HR担任は、当該生徒の保護者と当該生徒の転学について情報交換を行っていた。
- ・当該高校校長から、転学先に転学照会がなされ、同校から当該高校に対して転学の許可が通知された。

第5 当委員会の判断（当該中学校関係）

1 前委員会の判断

(1) いじめについて

- ・前委員会が認定したいじめの事実は、以下の①から⑦の記載のとおりである。
 - ① 部活動の朝練の後に、当該生徒に荷物を持たせ、げた箱の上履きを出させて下靴をしまわせた、荷物をAさんの教室まで持たせる行為
 - ② 当該生徒に「自転車貸して。」と言って、当該生徒の自転車に乗って行ってしまいう行為
 - ③ すれ違う際に、お腹を殴ったり、頭部を叩いたりする行為
 - ④ 教科書やペンを無断で借用する行為
 - ⑤ 当該生徒の弁当を勝手に食べる行為
 - ⑥ 当該生徒に対し、「足が短く見える。」などと言う行為
 - ⑦ 自分で拾わなければならないのに、当該生徒が拾ったボールを持っていく行為

(2) 因果関係について

- ・Aさんの各行為は中学時のものであるが、当該生徒の心理的な根底には、中学校でのいじめ体験によって、繊細で傷つきやすく、被害的な人間関係の取り方が生まれる又は増幅されており、その後の高校でのいじめ体験を経て、中学校でのいじめにより生じた強い心理的影響により、新しいグループにもなじめず、夏休みを経て人間関係への不安が増幅され、夏休み明けからの不登校・転学に至ったといえる。
- ・よって、Aさんの行為がなければ、不登校・転学に至ることはなかったといえ、因果

関係があるといえる。

2 当該中学校におけるいじめに該当しうる行為の認定および判断について

(1) Aさんの行ったとされる行為の認定および判断

【当委員会における行為の認定】

- ・Aさんの証言や関係資料から、以下の①から⑩の各行為についてAさんが行った行為と認められる。

	行為（◆は本人が認める供述をした行為。◇は関係資料から認められる行為）
①	◆中学1年次9月ころから、Aさんは、100回程度当該生徒の自転車に乗り、当該生徒を歩かせたり、走らせたりしていた。
②	◇中学1年次5月又は6月ころから、朝練の後ほぼ毎日、Aさんは、自分の手提げ鞆を当該生徒に教室まで持たせていた。
③	◆中学1年次、Aさんは、何度か自分の靴を当該生徒に運ばせていた。また、Aさんは、朝練の後、自分の荷物を当該生徒に持たせたまま、自分の靴を下駄箱から出させて、自分の外靴を下駄箱に入れさせた。
④	◆中学2年次の歯科検診の際に、Aさんは、ふいに当該生徒のみぞおちを殴った。これ以外にも、Aさんは、部活動の際や廊下ですれ違った際に、当該生徒の頭をたたいたこともあった。
⑤	◆中学1年次、Aさんは、当該生徒の弁当が入った袋を取り上げ、ゼリー飲料を全部飲んだ。また、Aさんは、当該生徒の弁当のおかずを無理やり交換して食べたり、勝手に食べたりもした。
⑥	◆中学2年次の5月11日に、Aさんは、当該生徒の国語の教科書を奪った。Aさんは、当該生徒の教科書を勝手に使っていた。
⑦	◇中学2年次、Aさんは、当該生徒に、筆箱や教科書をロッカーから取ってきてと言いい、取りに行かせた。
⑧	◇中学2年次、Aさんは、当該生徒のペンを「借りるでー」と言い、当該生徒の了解もないのに、借りていった。Aさんは、自分が持っていない色の当該生徒のペンを勝手に使ったりした。
⑨	◆部活動の際に、当該生徒がミスをした時、Aさんは、きつく怒ったり、当該生徒のスタイルを見て、「足（脚）が短く見える」と言ったりした。
⑩	◆Aさんは、自分でボールを拾わないといけないのに、当該生徒が拾って持っていたボールを「ちょうだい」と言って受け取った。

【当委員会におけるいじめに関する判断】

- ・Aさんは、当該生徒の当該中学校における同級生であり、当該生徒と同様に部活動の部員であった者であるから、当該生徒と一定の人的関係にある生徒である。以下にAさんの行為①から⑩について検討する。

① 自分の自転車を他人に勝手に使用されることは、自転車を勝手に使用された者

としては、そのことを不合理に感じるものであるから、当該生徒の心理に影響を与える行為に該当する。また、このような行為は、当該生徒に走ったり、歩いたりすることを強いる結果になることから、物理的な影響を与える行為でもある。

よって、Aさんの行為①は、いじめに該当する。

- ②、③ Aさんが当該生徒を思うままに使うものであることから、当該生徒がそのような行為を不合理に感じるものであって、当該生徒に心理的影響を与える行為である。そして、かかる行為は、当該生徒に労力を強いるものであることから、物理的な影響を与える行為でもある。

よって、Aさんの行為②及び③も、いじめに該当する。

- ④ 不法な有形力の行使であって、当該生徒に対して強い物理的な影響を与える行為であるから、いじめに該当する。

- ⑤ 自分の弁当を他人に喫食されることは不合理に感じるものであるから、当該生徒に心理的影響を与える行為である上、当該生徒が食事をするができなくなるという物理的な影響を与える行為でもある。

よって、Aさんの行為⑤も、いじめに該当する。

- ⑥、⑦、⑧ Aさんが当該生徒や当該生徒の所有物を思うままに使うものであることから、当該生徒がこれを不合理に感じるものであって、当該生徒に心理的影響を与える行為である。加えて、当該生徒に労力を強いるものであったり、当該生徒の所有物を当該生徒が自由に使用することを妨げるものであったりすることから、物理的な影響を与える行為でもある。

よって、Aさんの行為⑥から⑧も、いじめに該当する。

- ⑨ 当該生徒を萎縮させたり、当該生徒に恥ずかしい思いをさせたりする行為であるから、当該生徒に対して心理的影響を与える行為である。

よって、Aさんの行為⑨も、いじめに該当する。

- ⑩ Aさんが当該生徒の行為を利用するものであることから、当該生徒がこれを不合理に感じるものであって、当該生徒に心理的影響を与える行為である。加えて、当該生徒に労力を強いるものであることから、物理的な影響を与える行為でもある。

よって、Aさんの行為⑩も、いじめに該当する。

・以上のとおり、Aさんの行為①から⑩については、いずれもいじめに該当する。

(2) Bさんの行ったとされる行為の認定および判断

【当委員会における行為の認定】

① シューズで殴った行為

- ・当該生徒は、Bさんから、転ぶくらいの勢いで突き飛ばされた、シューズで殴られたと訴えていた。
- ・一方で、Bさんは、シューズや上靴で殴ったことや突き飛ばしたことはないと述べている。

- ・この点につき、検討すると、Bさんによるかかる行為は、他の同級生などに目撃されておらず、これらの事実を認めるに足りる資料はない。
- ・よって、Bさんが当該生徒を突き飛ばしたり、シューズで殴ったりした事実を認定することはできない。

② 取れないボールを打つ行為

- ・当該生徒が部活動の練習中、パスを練習している時にBさんが割り込み、「〇〇（当該生徒の名）集中攻撃で。」「早く取りに行けよ。」と笑いながら言ったことについては、Bさんが当該生徒の取れないボールをバンバン打つようなところが部員に目撃されている。
- ・よって、Bさんは、部活動の練習中、当該生徒が取れないようなボールを打っていた事実が認められる。

【当委員会におけるいじめに関する判断】

- ・Bさんも、当該生徒の当該中学校における同級生であり、当該生徒と同様に部活動の部員であった者であるから、当該生徒と一定の人的関係にある生徒である。
- ・Bさんが部活動の練習中に当該生徒が取れないようなボールを打っていた行為は、当該生徒の身体的な能力に無理を強いる行為であって、当該生徒に対して心理的影響を与える行為である。また、そのようなボールに対応するために、当該生徒に困難な運動を強いるものであることから、物理的な影響を与える行為でもある。
- ・よって、Bさんが部活動の練習中に当該生徒が取れないようなボールを打っていた行為は、いじめに該当する。
- ・なお、Bさんが当該生徒を突き飛ばしたり、シューズで殴ったりした行為については、これを認めるに足りる資料がなく、そのような行為を認定することができない。

(3) Fさん（Aさんの姉）の行ったとされる行為の認定および判断

【当委員会における行為の認定】

① 当該生徒を無視した行為

- ・担任は、当該生徒から、Fさんが圧を掛けてくるという話を聞いた記憶があるような供述をしている。
- ・Cさんは、FさんがAさんの味方をして当該生徒を無視するようなこともあったと供述している。そして、当該生徒と一緒にFさんに挨拶をしても、Fさんが自分にしか挨拶を返さなかったと具体的な供述をしている。
- ・Iさんは、部活動の練習中に、当該生徒が仲間外れにされたりしたことは目撃していないと供述している一方、Fさんを含め複数の部員から、Aさんは、悪くないというような感想が伝わるようなLINEのメッセージが送信されていたと供述している。
- ・Fさんは、Aさんの肩を持つようなメッセージを送信していることから、当該生徒に対して好意的ではなかったことが推察される。
- ・Fさんが当該生徒を無視するような行動をしたことが目撃されていることからす

れば、Fさんが当該生徒を無視したことが認められる。

【当委員会におけるいじめに関する判断】

- ・Fさんは、当該生徒の当該中学校における上級生であり、当該生徒と同様に部活動の部員であった者であるから、当該生徒と一定の人的関係にある生徒である。
- ・Fさんが当該生徒を無視した行為は、当該生徒に疎外感や不安を抱かせる行為であって、当該生徒に対して心理的影響を与える行為である。
- ・そして、部活動には、Fさんの他にも上級生が複数名いることからすれば、当該生徒がFさんから無視されることによって受ける心理的影響は大きいものといえる。
- ・よって、Fさんの行為は、いじめに該当する。

(4) Gさんの行ったとされる行為の認定

- ① 当該生徒を睨んだり、無視をしたり、ボールで当該生徒を狙ったという行為
 - ・Gさんは、当該生徒を、睨んだことや、無視をしたことはないと明確に否認している。
 - ・Gさんは、練習で厳しく接したことや集中的にボールで狙うなどしたことについては、好き嫌いで狙うことはしないが、ボールが落ちるところは狙って勝ちに行くと回答しており、部活動の練習としてボールが落ちるところを狙うことはあったという趣旨の回答をしている。
 - ・Gさんが当該生徒を睨んだり、無視をしたり、ボールで当該生徒を狙ったという行為が目撃されている記録もなく、そのような供述もない。
 - ・したがって、Gさんによるこれらの行為を認めるに足りる資料はなく、これらの行為を認定することはできない。

(5) Hさんの行ったとされる行為の認定

- ① 当該生徒に対して、練習で厳しく接したことや、集中的に攻撃を加えたことや、無視をした行為
 - ・Hさんは、当該生徒に対して、練習で厳しく接したことや、集中的に攻撃を加えたことや、無視をしたことについては、明確に否認している。
 - ・Hさんによるこれらの行為が目撃されている記録もなく、そのような供述もない。
 - ・したがって、Hさんによるこれらの行為を認めるに足りる資料はなく、これらの行為を認定することはできない。

(6) 因果関係に関する判断

- ・Aさん、Bさん、Fさんの各行為は中学時のものであるが、当該生徒はS Cのカウンセリングを受けるなど、その精神状態が不安定な状態となり、その状態が当該中学校の在学中に解消されることはなく、高校進学後も症状が続いていた。
- ・よって、当該中学校におけるいじめによって、当該生徒は、人間関係への不安を感じ、人間関係を作りにくい状況に陥ったものといえる。

- ・当該生徒が、当該高校でのいじめを保護者に訴えたのが、当該高校に入学して間もない令和元年5月9日であり、同年には不登校となり、転学に至っており、当該中学校の卒業から当該高校の不登校等の間の時間的近接性が認められ、当該生徒の不登校等の時点でAさん、Bさん、Fさんの行為による影響が消失したものと判断することはできない。
- ・したがって、Aさん、Bさん、Fさんの行為と、当該生徒の不登校や転学との間の因果関係は認められる。

(7) Aさんの父による謝罪の有無

- ・前委員会は、平成30年2月ごろ、Aさんの父が当該生徒の保護者に対して土下座して謝罪したと認定しているので、当委員会も、念のため、この点について、判断する。
- ・平成30年2月に当該中学校において当該生徒の保護者、Aさんの父が面接し、その場には、学校長らが同席している。
- ・そして、Aさんの父は、床に手をつき、泣き崩れるように、「申し訳ありません」と述べた。同席者は、Aさんの父の行動を「土下座」と評価して、「土下座」と記録している。Aさんの父には、その席で謝罪する意志があったこと、菓子折りを持参して、正装の様な姿で来校していたことが認められる。
- ・したがって、Aさんの父がその席で単に床に寝転がっただけと認定することはできず、Aさんの父は、床に手をつき、謝罪の言葉を述べているのであるから、同人が土下座をしたものと認められる。

(8) いじめ重大事態として報告されなかった点について

- ・学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、その重大事態に対処し、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている（法第28条第1項）。
- ・そして、各教育委員会等で重大事態として扱った事例として、リストカットなどの自傷行為を行った、嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続くといったものが掲記されている（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）。
- ・当該生徒は、これらの事例と同様の状態に陥っており、生命、身体に重大な被害が生じた疑いがあったことは当該生徒の供述等から明らかである。
- ・亀山市教育委員会および亀山市いじめ問題調査委員会は、重大事態（^{おおごと}）にしてほしくないという当該生徒の気持ちを尊重することとともに当該生徒と当該生徒の保護者の意見が相違して両方で揉めることがあれば当該生徒の心身にさらなる負担がかかることがあり、当該生徒への手厚い支援を最優先に行った等の見解を示している。
- ・しかしながら、重大事態として対処すると、必ず^{おおごと}大事になるというわけでもないし、

重大事態として対処しつつ、並行して、当該中学校が当該生徒に対して教室復帰に向けた支援等を行うことも可能である。

- ・そもそも、当該生徒の「重大事態としてほしくない」という言動が、「重大事態」の意味を正確に認識した上で、真意として発露されたものであるか否かについては、当該生徒の当時の年齢や精神状態に鑑みれば、疑わしいものと言わざるを得ない。
- ・よって、当委員会としては、当該生徒が生命、身体に重大な被害が生じていたのであるから、法第28条第1項、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに従って、亀山市教育委員会又は当該中学校は、当該生徒の事案を重大事態として対処し、速やかに、組織を設けて、当該生徒の重大事態に係る調査を行うべきであったと考える。
- ・そして、法第30条第1項、亀山市いじめ防止基本方針に従えば、当該中学校としては、教育委員会を通じて亀山市長へ重大事態発生について報告すべきであったのであり、当該中学校が当該生徒の生命、身体に重大な被害が生じる行為は様々な要因から起こるものであると考えたとしても、重大事態への対処を怠るべきではなかったものとする。

第6 当委員会の判断（当該高校関係）

1 前委員会の判断

(1) いじめについて

ア Kさん

- ・前委員会は、Kさんが電車内においてLさんの席を取っていた行為を、グループ内での扱いに差を設け、当該生徒を無視するに類似する行為であることから、いじめと認定した。

イ Lさん

- ・前委員会は、Lさんが当該生徒に複数回荷物を持たせた行為を、一定の作為を要求する行為であることから、いじめと認定した。

(2) 因果関係について

- ・前委員会は、Kさん、Lさん両者の行為がなければ、当該生徒がKさん、Lさんを含む「一軍」の目が気になり、不登校・転学に至ることがなかったといえとし、KさんとLさんによるいじめと不登校・転学の因果関係を認定した。

2 当該高校におけるいじめに該当する行為の認定および判断について

(1) Kさんの行ったとされる行為の認定および判断

【当委員会における行為の認定】

① 荷物を持たせた行為

- ・当該高校が当該生徒の被害状況として把握していた事実は、㊦ロッカーを開けているとき荷物を持たされた、㊧SNSに悪口を書かれた（名前は挙げられていない）、㊨無視をされる、㊩音楽の時間に椅子を蹴られた、㊪列車乗車中に扉の方に押してくる

というもの。

- ・そのうちKさんの行為又はKさんが関係していた行為とされていた事実は、前記の㉠、㉡、㉢であった。
- ・Kさんは、当該高校による聞き取りの際に、㉠の行為については認め、㉡と㉢については記憶がない旨回答している。
- ・当委員会の調査においても、㉠の行為については一時的にしたこと認め、㉡については否認し、㉢については知らない旨回答している。
- ・㉡と㉢の行為については、これらの事実を認めるに足りる資料はない。
- ・以上から、前記の㉠から㉢の行為のうち、Kさんが、ロッカーを開けているときに、当該生徒に（一時的に）荷物を持たせた行為㉠については認められるが、それ以外の行為については、認められない。

② 電車の席を詰めなかった行為

- ・次に、前記の㉠から㉢には含まれていないが、列車に乗り込んだ際、当該生徒が座れず立っていても詰めてくれないという行為について検討する。
- ・Kさんは、当該生徒以外の同級生のために、電車内の座席を確保していたことについて認めている。
- ・Lさんも、上記と同様の供述をし、KさんがLさん以外の人の席を確保していたことはなかったと思う旨の供述をしている。
- ・Bさんは、Kさんが電車でLさんのために席をキープしていた時、当該生徒が立っていたので、座らせてあげたらと言ったところ、Kさんは、Lさんの席だからできないと言っていたと供述している。その時は、みんなで交代で座ろうと提案したとも供述している。
- ・したがって、当該生徒が列車（電車）に乗り込んだ際、当該生徒が座席に座れず立っていても、Kさんが席を詰めなかったという行為についても、認められる。

【当委員会におけるいじめに関する判断】

- ・当該生徒とKさんは、当該高校の同級生であり、当該生徒と一定の人的関係にある生徒である。
- ・Kさんが、ロッカーを開けているときに、当該生徒に（一時的に）荷物を持たせた行為㉠㉡については、当該生徒に一定の作為を要求する行為であり、物理的な影響を与える行為である。また、かかる行為によって、当該生徒は、労力を強いられていることを感じ、しかも、当該生徒は、当該中学校でも同様のいじめを受けていたのであるから、当該生徒に心身の苦痛を与え、心理的な影響も与える行為である。
- ・よって、Kさんによるロッカーを開けているときに荷物を持たせた行為は、いじめに該当する。
- ・次に、当該生徒が駅から列車（電車）に乗り込んだ際、当該生徒が座席に座れず立っていても、Kさんが席を詰めなかったという行為㉡については、当該生徒に立った姿勢を維持させるものであり、物理的な影響を与える行為である。
- ・また、かかる行為によって、当該生徒は、グループ内での自分とLさんの扱いの差、

すなわち、当該生徒が感じていた「一軍」とそれ以外の者との差を感じさせ、当該生徒に心身の苦痛を与え、心理的な影響も与える行為である。

- ・ よって、Kさんが電車内で席を詰めなかったという行為も、いじめに該当する。

(2) Lさんの行ったとされる行為の認定および判断

【当委員会における行為の認定】

① 荷物を持たせた行為

- ・ Lさんは、当該高校による聞き取りの際に、ロッカーを開けているとき荷物を持たされたという行為については、具体的な記憶がないが、悪気なく持たせてしまったこともあるかもしれないと回答している。
- ・ この点における当該生徒の記憶は明確であるから、Lさんがロッカーの荷物を当該生徒に持たせた行為については認められる。

② 音楽の時間に椅子を蹴った行為

- ・ Lさんは、当該高校における聞き取りの際に、音楽室で後ろから当該生徒の椅子の座面裏を蹴った事実については、蹴った覚えはないと回答している。
- ・ Lさんがかかる行為をした事実を認めるに足る資料はない。
- ・ しかし、Lさんは、「ただかなり前の話なので意図せずしてしまったかもしれない」とも回答し、音楽室の生徒間の席の間隔が狭く、足が届く距離である旨供述している。
- ・ したがって、Lさんが音楽の時間に当該生徒の座っていた椅子を蹴った事実は認めることができないが、Lさんの足が意図せずに当該生徒の座っていた音楽室の椅子に当たった可能性は否定できない。

【当委員会におけるいじめに関する判断】

- ・ Lさんも、当該高校の同級生であり、当該生徒と一定の人的関係にある生徒である。
- ・ Lさんがロッカーの荷物を当該生徒に持たせた行為については、Kさんの同様の行為と同じく、当該生徒に物理的な影響及び心理的な影響を与える行為であるから、いじめに該当する。
- ・ Lさんの足が意図せずに当該生徒の座っていた音楽室の椅子に当たった可能性は否定できないので、かかる行為について検討する。かかる行為は、過失に基づく行為であるから、いじめには該当しないし、Lさんがかかる行為によって当該生徒が心身の苦痛を感じることを予見していた事情も認められないから、やはり、いじめには該当しない。
- ・ したがって、Lさんの足が当該生徒の座っていた椅子に当たった事実があったとしても、かかる行為はいじめには該当しないので、この点につき、いじめを認定することはできない。

(3) Bさんの行ったとされる行為の認定

- ・ 当該高校が当該生徒の被害状況として把握していた事実のうち、Bさんが関係して

いた行為とされていた事実は、㊦ロッカーを開けているとき荷物を持たされた、㊩ SNSに悪口を書かれた（名前は挙げられていない）、㊧無視をされるというものであった。

- ・ Bさんは、当該高校による聞き取りの際に、㊦については、していないと否認し、㊩についても、当該生徒に対する書き込みであることについて否認し、㊧についても、意図的に無視したことはないと否認している。
- ・ これらの事実を認めるに足りる資料はない。
- ・ よって、Bさんによる当該生徒に対するこれらの行為は、いずれも認められない。

(4) 因果関係に関する判断

- ・ 当該生徒は、KさんやLさんのいじめにより精神的苦痛を感じ、同人らのいるグループから離れることを決意した。しかし、その後も、当該高校内で「一軍」のメンバーの目が気になり、萎縮した学校生活を送っていた。そして、当該高校内で友人ができず、登校しても面白くないと思うようになった。
- ・ 当該生徒がKさん及びLさんによるいじめ行為を訴えたのが、令和元年5月であり、それから間もない同年9月に、当該生徒は、「1軍の目が気になる。怖い。」と言い、学校を欠席し、同年10月から長期間の不登校となった。そして、転学に至っている。
- ・ よって、Kさん及びLさんによるいじめ行為がなかったのであれば、当該生徒が不登校や転学に至ることはなかったであろうといえる。
- ・ したがって、Kさん及びLさんのいじめと、当該生徒の不登校や転学との間の因果関係は認められる。

第7 当委員会の提言・意見

1 特に配慮が必要な生徒の特定とその生徒に対する支援

【提言・意見】

- ・ 特に配慮が必要な生徒を特定して、丁寧な対応をしていくことが必要である。
- ・ 高校が中学校から生徒を受け入れる時点で、ある程度の情報を中学校と高校で共有できる仕組みを構築することが望ましい。

【本件事案の考察】

- ・ いじめ防止委員会がいじめの認知から9日後に開催され、そこで情報交換や見守りを開始が確認されていることから、前委員会調査報告書が指摘するような初期対応の不備とまではいえないと考える。
- ・ 一方で、当該生徒の「学校をかわりたい」という訴えが伝えられたという事態については、入学直後の生徒に対する当該高校の対応が不十分であった可能性もある。
- ・ 高校は中学校以上に広い地域から生徒が集まり、一定の選抜はあるものの多様な背景をもつ生徒で構成されることになるため、入学直後の1年生は一定期間、ストレス状態に置かれることは想像に難しくなく、生徒のもつ多様な背景によっては、入学直後の

強いストレス状態によって不適応が生じることもありえる。

- ・すべての生徒の状況を把握し、状況に応じて必要な配慮がなされることが理想ではあるが、新年度開始直後に理想とする対応を高校に求めることは現実的ではないため、特に注視すべき生徒を特定し、少なくとも入学後一定期間は高校が継続してそのような生徒の学校生活の状況を把握できるようにするための体制整備が必要である。

2 いじめに関する情報の共有と積極的な情報収集

【提言・意見】

- ・いじめ防止委員会の機能として、被害生徒への丁寧な対応に向けた積極的な情報収集が必要である。
- ・中学校としてどのような情報を高校と共有するか判断に迷わないよう、事前に生徒から了解を得るような手続きとともに、制度として整えていく必要がある。
- ・教職員のいじめ防止に対する研修等の一層の充実が望まれる。

【本件事案の考察】

- ・中学校時代に当該生徒がいじめを受けていた事実について、当該高校でのいじめの発覚後に当該中学の校長から当該高校の校長が情報提供を受けるまで当該高校側が中学校時代のいじめを把握していなかった点は問題であるため、いじめ防止委員会としては、積極的に当該中学校へ当該生徒に関して照会をすべきであった。
- ・本件の場合、当該生徒は、心身の様々な不調といった症状を呈し、欠席日数が多かったことを踏まえると、当該生徒の中学校での生活状況全般について、高校入学前に何らかの形で当該高校に情報の提供がなされる必要があったものではないかと思われる。
- ・個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いには細心の注意が必要であり、個人情報の第三者に対する提供は本人の同意に基づくことが基本である。
- ・当該生徒の保護者から当該高校におけるいじめに関する申出があったことを踏まえると、当該生徒の保護者から当該生徒の中学校での様子についても、聞き取りができる機会があったのではないかと思われる。その上で、いじめに対する高校の取り組み姿勢や制度について保護者に対して丁寧に説明できていれば、保護者との信頼関係を構築できた可能性があった。

3 「いじめの後遺症」の周知と対応

【提言・意見】

- ・「いじめの後遺症」についても、教育現場に周知させる必要がある。
- ・高校からいじめ被害生徒やその保護者に対して説明するためのマニュアル等の整備が求められる。

【本件事案の考察】

- ・いじめ自体が解消し、いじめが継続されていない場合であっても、いじめを受けた生徒

は、過去にあったいじめによって突然心身の状態に増悪を起こすことがあり得る。

- ・過去にいじめを受けた生徒は、軽度の対人関係での摩擦や刺激によって、心身の苦痛を感じ、心身の状態が悪化することがあり、このような症状は、いわば「いじめの後遺症」というべきものである。
- ・当該高校は、当該生徒の転学希望について、いじめとの関連性を十分に意識する必要があった。
- ・「情報交換」と「見守り」での対応を行った結果、どのような解決がみられたのかについて、その対応後の当該生徒の高校生活での様子について、当該生徒及びその保護者に十分な説明をすべきであった。

4 組織としての対応の不備

【提言・意見】

- ・いじめ事案に対しては、高校は、組織として対応し、各教員の負担を軽減させるしくみづくりをすべきである。

【本件事案の考察】

- ・前委員会報告書のとおり、当該高校のいじめ防止委員会の議事は情報交換が中心であり、当該生徒等への対応は専ら担任等の一部の教員に委ねられていた。
- ・担任は、当該生徒及び当該生徒の保護者への対応、当該生徒からの事情聴取、いじめ防止委員会への出席、当該生徒に対する進路指導など負担が極めて重かった。

5 亀山市教育委員会に対する助言・指導

【提言・意見】

- ・三重県教育委員会は、提供されるいじめ事案の内容やその対応について、亀山市教育委員会と連携するとともに、いじめ問題の早期解決を図るため、亀山市教育委員会に対して助言・指導をすべきであった。

【本件事案の考察】

- ・三重県いじめ防止条例では、県は、いじめの防止等のための対策について、市町、学校の設置者その他関係者と連携することとされている。
- ・亀山市いじめ防止基本方針によれば、亀山市教育委員会も、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、三重県教育委員会とも連携して、いじめ問題の早期解決を図るものとされている。

6 人権教育の推進

【提言・意見】

- ・生徒間で互いの異なった個性を認め合い、互いの人間性、人間の尊厳を尊重する教育を推進するため、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修を積極的に実施

することが重要である。

- ・いじめ問題への対策を点検・評価し、改善に生かす仕組みを確立するとともに、スマホ等によるSNS等の普及に伴い、潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する生徒への教育や保護者への啓発が必要である。

7 子どもアドボケイトの設置

【提言・意見】

- ・いじめを含む子ども同士の関係性の問題においては、子ども自身がどのように感じ、どのように思ってきたのかということが極めて重要であり、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの味方である子どもアドボケイトが必要である。
- ・子どもをありのまま受容、共感してくれる存在が、子どもの内心を否定せず、強調もせず、評価を加えることもしないことによって、子どもが自分自身の感覚・思考に気づいていく作業が必要である。そして、子ども自身が自分自身の感覚・思考に気づき、子ども同士だけではなく、様々な人間関係を調整していくことが期待される。

第8 当委員会の参考意見

当委員会は、知事の諮問に応じ、法28条1項の規定による調査の結果について調査審議する機関であり、本来的には、公立の中学校で発生した重大事態について再調査を行う機関ではない。

しかしながら、三重県いじめ防止条例では、県は、第3条の基本理念にのっとり、いじめの防止等ための対策について、市町、学校の設置者その他、関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている（三重県いじめ防止条例第5条）。

そこで、専ら当該中学校又は亀山市教育委員会に係る問題点については、以下のとおり当委員会の参考意見を述べる。

1 いじめの早期発見のための具体策

【参考意見】

- ・起きてしまったいじめへの対処として、被害生徒の苦しみをできるだけ早く取り除き、問題の複雑化を防ぐためにも早期発見が肝要である。
- ・中学校に入学したばかりの子どもたちは自らが持っている人間関係形成のための能力を駆使しながら、試行錯誤を繰り返し、多様な人間関係を形成していく中で、当該生徒のように傷つく生徒がいることも事実であることを十分に認識しておかなければならない。
- ・このような生徒の思いに教職員・保護者をはじめ周囲の大人がいち早く気づくことができなかった、あるいは生徒自身が友人や知り合いからの行為を嫌な思いで受け止めていることを、一年以上にわたって教職員に伝えることができなかった状況が継続していたことは、学校として問題があったものといえる。
- ・小学校から中学校、あるいは中学校から高校へなど環境が大きく変化する時には、当事

者がいじめと認識できないいじめが生じる可能性のあることを十分に理解する必要がある。

- ・そのため、友人との関わりを振り返り、自らの関わりが、相手に嫌な思いをさせたり、相手を傷つける行為になっていないか、実際の行為について振り返り、点検する機会を設けるなど、新たな教育的な介入を工夫することが求められる。

2 いじめ解消の判断と「いじめの後遺症」に対する支援

【参考意見】

- ・本件において、当該生徒がいじめを受けたことをきっかけに心身の様々な不調等を症状として示し、辛い思いをし、通常の学級での学習ができない状態が続いたことは、子どもを見守るべき周囲の大人として責任ある役割を果たせていたとはいえず、遺憾である。
- ・当該生徒の症状は、「いじめの後遺症」というべきものであったと考えられる。当該生徒に生じた問題が中学 1 年次から今日に至るまで、解決できていない理由の一つとして、いじめ自体の解消の問題と「いじめの後遺症」というべきものに対する支援を区別して対応してこなかったことが挙げられる。
- ・「いじめの後遺症」に対して、原因としてのいじめに焦点を絞って健康の回復を模索する他にも、自身のパーソナリティへの理解を深めるとともに、ストレスに対する脆弱性への理解、ソーシャルサポートの活用など、「いじめの後遺症」を軽減するような心理社会的支援を進めていくことが大切である。
- ・そのためには、S C やスクールソーシャルワーカーの更なる活用、医療機関との緊密な連携、教職員の心理社会的支援等への理解を深めるための研修、また、当事者保護者間の見解の相違を未然に防ぐための法律関係の専門家の参加など、学校独自の対応能力の向上に努めるとともに、多方面から学校を支援できる体制作りが必要である。

3 重大事態の対処といじめの被害者の保護者への対応

【参考意見】

- ・前委員会調査報告書が指摘するとおり、本件に関して重大事態として対応しなかったことは法の定める手続を遵守していなかったと判断される状況を作り出していた。
- ・いじめを受けた生徒の保護者にとっては、わが子が具体的にどのようないじめを受けたのか、事実を知りたいという心情に駆られるのは当然である。
- ・そのための法制度として重大事態への対処が整備されていることを踏まえると、重大事態と認定する以前に、保護者に対して重大事態についての説明をしておくことが重要であろう。このことは、学校が被害生徒を最優先に位置づけていることを被害生徒の保護者に伝えることとなり、また、学校が毅然とした態度でいじめの実態を明らかにする姿勢を保護者に示すことにもなる。

4 関係者への心理社会的支援の必要性

【参考意見】

- ・いじめ事案の発生時には制度として組織的に、被害生徒の再適応に向けた心理社会的な支援、および加害生徒の自省を促すとともに被害生徒と加害生徒の関係の再構築を促す取組等を進めていくことができるよう、体制を整え、ある程度マニュアル化しておくことが求められる。
- ・被害生徒の再適応に向けた心理社会的な支援には被害生徒の保護者も参加させることを検討するとともに、加害生徒の保護者に十分な情報提供と協力を求めることなどを行うことが望ましい。
- ・生徒が自傷行為等を訴えてきた時の適切な対応などについて、教員自身の情緒的安定を維持できるようなサポート体制が必要である。さらに、より専門性の高い職種への依頼や自身が対応する際に必要となる知識などに関する研修を充実させるとともに、教員が常に専門家からコンサルテーションを受けることができる体制を整えることが望ましい。

第9 結語

当委員会による調査の経過及び結果は、以上のとおりである。

本報告書の再発防止に向けた提言・意見が、とりわけ教育に関わる機関において活用され、いじめが根絶されることを期待する。